

秋田県公報

目次

次

ページ

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（一〇・嶺南警察）……………1

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第10号

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年6月14日

秋田県公安委員会委員長 藤 井 明

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

秋田県警察の組織に関する規則（昭和45年秋田県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 大館警察署比内交番の項を次のように改める。

比内交番	大館市比内町扇田 字伊勢堂岱108番 地1	大館市のうち 比内町扇田、比内町小坪沢、比内町片貝、 比内町笹館、比内町白沢水沢、比内町達 子、比内町新館（字真館に限る。）、比内 町八木橋、比内町谷地中
------	-----------------------------	---

別表第2 大館警察署田代警察官駐在所の項及び同署独結警察官駐在所の項を次のように改める。

田代警察官 駐在所	大館市早口字上野 57番地5	大館市のうち 岩瀬、外川原、長坂、早口、山瀬、山田
独結警察官 駐在所	大館市比内町独結 字独結64番地1	大館市のうち 比内町大葛、比内町独結、比内町中野、比 内町新館（字牛道下、字川向、字駒橋屋布、 字城下、字館下、字新館、字野開、字萩下、 字萩下川添、字八幡下、字八又カ、字見通、 字屋布に限る。）、比内町味噌内

附 則

この規則は、平成17年6月20日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄